

空き家に関する支援制度一覧

市町村名: 藤岡市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
空き家に関する支援制度	助成	藤岡市空き家リフォーム補助	①宅地建物取引業者を介して売買により取得した空き家住宅であって、申請時に取得した日から起算して1年を経過していないものであること ②住宅の機能又は性能を維持し、又は向上させるための修繕、模様替え、設備更新等の工事であり、要する経費の総額が20万円以上であること ③市内に事業所を置く法人又は個人事業主が請け負う工事であること	①補助対象住宅を生活の拠点とし、そこに住所を移転した日から起算して1年を経過していないもの、又は実績報告の日までに住所を移転する見込みのもの ②実績報告の日から5年間、当該住宅に継続して居住する見込みであること ③過去にこの補助金の交付を受けていないこと ④市町村税(特別区税を含む。)を滞納していないこと ⑤暴力団員等でないこと ほか	藤岡市空き家バンクを通じて取得した物件:500,000円 それ以外の物件:300,000円 ※市外からの転入者はそれぞれ100,000円加算	1/2		令和8年4月15日～令和9年2月12日 ただし、着工前に申請が必要 ※予算に達し次第終了	予算の範囲内	建築課	(代表) 0274-22-1211 (内線2326)  (直通) 0274-40-2326	<a href="https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/toshikensetsubu/kenchiku/1/1/hiojokin/akivairifumuhojokin.html">https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/toshikensetsubu/kenchiku/1/1/hiojokin/akivairifumuhojokin.html</a>	空き家リフォーム工事が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は当該補助金交付の決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告をすること
空き家に関する支援制度	助成	藤岡市空家解体補助	①個人が所有する空き家で、1年以上空き家であること ②主たる用途が一戸建ての住宅(併用住宅を含む。)又は昭和56年以前に建築された延べ面積が80㎡以上の戸建ての住宅以外の建築物 ③次の全てを満たす工事であること ・敷地内に建つ空家全てを解体する工事であること ・市内に事業所を置く法人又は個人事業主が請け負う工事であること ・建設業法別表第1に掲げる土木工事業・建設工事業・解体工事業のいずれかの許可を受けた者または建設リサイクル法の登録を受けた者が請け負う工事であること	①空家の所有者またはその法定相続人 ②①が複数人存在する場合は、その全員から解体についての同意を得ていること ③空き家とその敷地の所有者が異なる場合は、敷地所有者全員から解体の同意を得ていること ④市町村税(特別区税を含む。)を滞納していないこと ⑤過去にこの補助金を受けていないこと ⑥暴力団員等でないこと ほか	200,000円 ※昭和56年以前に建設された戸建ての住宅を解体する場合300,000円を限度とする	1/3		令和8年4月15日～令和9年2月12日 ただし、着工前に申請が必要 ※予算に達し次第終了	予算の範囲内	建築課	(代表) 0274-22-1211 (内線2326)  (直通) 0274-40-2326	<a href="https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/toshikensetsubu/kenchiku/1/1/hiojokin/akivakaitaihojokin.html">https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/toshikensetsubu/kenchiku/1/1/hiojokin/akivakaitaihojokin.html</a>	空家解体工事が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は当該補助金交付の決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告をすること
空き家に関する支援制度	助成	藤岡市空家等管理費補助	①個人が所有する自己用の戸建ての住宅(併用住宅にあつては、住居の用に供される床面積が、延べ面積の過半を占める住宅)として建築された空家等であること ②補助対象者が市内に事業所を置く法人または個人事業主に依頼して実施する次に掲げる業務とする ・空家等の外観調査及び点検 ・空家等の清掃 ・空家等の通風、通気及び通水 ・建築資材の飛散及び落下防止 ・敷地内の除草及び樹木の剪定 ・その他市長が適当と認める業務	①補助の対象となる空家等の所有者または法定相続人であること ②①が複数人存在する場合は、その全員から当該空家の管理についての同意を得ていること ③市町村税(特別区税を含む。)を滞納していないこと ④暴力団員等でないこと ⑤補助対象となる空家等が、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条第1項に規定する指導を受けた者でないこと ほか	40,000円	1/2		令和8年4月15日～令和9年2月12日 ただし、着工前に申請が必要 ※先着順	予算の範囲内	建築課	(代表) 0274-22-1211 (内線2326)  (直通) 0274-40-2326	<a href="https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/toshikensetsubu/kenchiku/1/1/hiojokin/akivatokanrihiojokin.html">https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/toshikensetsubu/kenchiku/1/1/hiojokin/akivatokanrihiojokin.html</a>	①空家管理業務が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告をすること ②1会計年度において1空家等につき1回、当該空家等について3回を限度とする
空き家に関する支援制度	助成	藤岡市空家跡地管理費補助	①補助対象者が市内に事業所を置く法人または個人事業主に依頼して実施する次に掲げる業務とする ・敷地内の除草 ・防草シートの設置 ・樹木の剪定 ・その他市長が適当と認める業務	①藤岡市空家解体補助金の交付を受けて空家を解体した跡地でその後の使用がないもの ②補助の対象となる空家跡地の所有者又は法定相続人であること ③②が複数人存在する場合は、その全員から当該空家跡地の管理についての同意を得ていること ④市町村税(特別区税を含む。)を滞納していないこと ⑤暴力団員等でないこと ほか	40,000円	1/2		令和8年4月15日～令和9年2月12日 ただし、着工前に申請が必要 ※先着順	予算の範囲内	建築課	(代表) 0274-22-1211 (内線2326)  (直通) 0274-40-2326	<a href="https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/toshikensetsubu/kenchiku/1/1/hiojokin/akivaatochikanrihiojokin.html">https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/toshikensetsubu/kenchiku/1/1/hiojokin/akivaatochikanrihiojokin.html</a>	①空家跡地管理業務が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告をすること ②1会計年度において1空家跡地につき1回、当該空家跡地について3回を限度とする
耐震診断費	助成	藤岡市木造住宅精密診断補助事業	精密診断及び図面復元	①次の全てを満たす市内の木造住宅 ・昭和56年5月31日以前に建築された住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が1/2以上) ・建築基準法に適合している住宅 ・在来軸組工法で建築された地上階数2階以下の住宅 ほか ②市町村税(特別区税を含む。)を滞納していないこと	(精密診断) 50,000円  (図面復元) 100,000円	精密診断1/2  図面復元1/2		令和8年5月11日～令和8年8月31日 ただし、着手前に申請が必要 ※先着順	1戸	建築課	(代表) 0274-22-1211 (内線2827) (直通) 0274-40-2827	<a href="https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/toshikensetsubu/kenchiku/2/taishin_1/hiojoseido/seimitsushindan.html">https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/toshikensetsubu/kenchiku/2/taishin_1/hiojoseido/seimitsushindan.html</a>	精密診断が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、完了報告をすること。
耐震改修費	助成	藤岡市木造住宅耐震改修補助事業	耐震改修工事及び工事監理	①木造住宅の一般診断又は精密診断を受けた結果、耐震改修が不足する住宅 ほか ②市町村税(特別区税を含む。)を滞納していないこと	1,150,000円	4/5		令和8年5月11日～令和8年8月31日 ただし、着工前に申請が必要 ※先着順	1戸	建築課	(代表) 0274-22-1211 (内線2827)  (直通) 0274-40-2827	<a href="https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/toshikensetsubu/kenchiku/2/taishin_1/hiojoseido/mokuzoiutakutaishinkaishu.html">https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/toshikensetsubu/kenchiku/2/taishin_1/hiojoseido/mokuzoiutakutaishinkaishu.html</a>	耐震改修工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、完了報告をすること。
ブロック塀等撤去費	助成	藤岡市ブロック塀等撤去費補助事業	ブロック塀等撤去	①次の全てを満たす市内のブロック塀等 ・建築基準法上の道路または通学路に沿って設置されているものであること ・道路等又は地表面から当該ブロック塀等の上端部までの垂直距離が1.2メートルを超え、かつ、その設置されている水平距離が1メートルを超えるものであること ・ブロック塀の点検のチェックポイント(建築物の既設の塀の安全点検について(平成30年6月21日付国住指第1130号))による点検の結果、項目に不適合があり危険性が確認されるものであること ②市内に事業所を置く法人又は個人事業主が請け負う撤去工事であること ③市町村税(特別区税を含む。)を滞納していないこと	50,000円	2/3		令和8年4月8日～令和8年10月30日 ただし、着工前に申請が必要 ※先着順	10件	建築課	(代表) 0274-22-1211 (内線2827)  (直通) 0274-40-2827	<a href="https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/toshikensetsubu/kenchiku/2/taishin_1/hiojoseido/burokkubeitekkyohiojokin.html">https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/toshikensetsubu/kenchiku/2/taishin_1/hiojoseido/burokkubeitekkyohiojokin.html</a>	ブロック塀等撤去工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、完了報告をすること。